

平成30年3月8日（木）

（午前9時30分 開議）

○議長（岡 弘悟君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（岡 弘悟君）これより本日の会議を開きます。

○議長（岡 弘悟君）この際、報告いたします。

市長から平成30年3月6日付橋総第677号をもって追加議案1件が、文教厚生委員会委員長 小林君から平成30年3月2日付をもって議案1件が、議員 土井君ほか4人から2月13日付をもって議案1件が、議員 石橋君ほか1人から2月13日付をもって議案1件が、議員 楠本君ほか11人から議案1件が、議員 中本君ほか11人から、2月28日付をもって議案1件が、議員 辻本君ほか11人から3月6日付をもって議案1件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

次に、市長から平成30年3月6日付橋総第679号をもって市長専決処分事項の報告がありましたので、その写しを配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡 弘悟君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において12番 堀内君、13番 樽井君の2名を指名いたします。

当局より発言の申し出がありますので、こ

れを許します。

教育部長。

○教育部長（曾和信介君）皆さん、おはようございます。

先に議決をいただきました議案第35号 財産の貸付けについてで、11番議員からご質問のあった旧西部中学校体育館についての答弁が不明確でございましたので、改めてご説明をさせていただきます。

旧西部中学校のグラウンド及び体育館は、このたびの賃貸借契約の貸し出し対象となっておりますが、グラウンドの使用及び体育館の使用についても、平日9時から17時の時間帯について法人のお申し出を受け、使用を許可するものとしております。なお、地域から平日9時から17時の時間帯で使用の要望があれば、法人と協議の上、使っていただくこととなります。不明確な答弁でありましたことをおわびいたします。

○議長（岡 弘悟君）市議会申し合わせにより、質疑を行った議員は答弁の訂正発言に対して一度だけ発言できることとしており、11番 田中君より発言の申し出がありますので、これを許可します。

11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ありがとうございます。当日、答弁を聞いておったら、体育館は貸せへんのかなというちょっと受けとり方をして、もしかしたらほかの議員もそない思われた方もいらっしゃるかと思います。

それで、確認したいのが、まず、学校に普通の社会教育団体とかと同じような形でグラウンドや体育館も貸し出しをする、書類をつくるのかという点と、もし瑕疵があった場合、生徒さんなのかかわからないですけどもグラウ

ンドや体育館で瑕疵があって修繕費を見らんなん場合、それをどのような形にするのかをお伺いいたします。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）一点目の貸し出しにつきましては、新たに要綱を設置する予定となっております。旧西部中学校屋内運動場及び運動場の開放に関する要綱ということで、これを整理して貸し出しをするということで計画をしております。

それから、もう一点、瑕疵等により損傷した場合の取り扱いでございますが、法人に使用を許可する際、故意または過失により施設を損傷した場合は原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならないことを条件として付していきます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）これについては以上といたします。

日程第2 議案第14号 橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第2 議案第14号 橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）皆さん、おはようございます。

去る2月22日の本会議において、本委員会に付託された議案第14号 橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例についてを審査するため、2月28日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記。

議案第14号は第2次橋本市長期総合計画の開始に合わせ、ふるさと橋本応援寄附金を充当する事業について、現在規定している事業から長期総合計画の基本構想に基づく基本計画に位置づけられる「先行的に取り組むプロジェクト」に変更するため所要の改正を行うものである。

委員から、みんなで子どもを育てるまちづくりプロジェクトに、スポーツに関する項目がないということでただしがあり、長期総合計画審議会で慎重に審議した結果、スポーツに関する項目がこのプロジェクトには含まれなかった。野球場も含めて。今後、市民の意識の高まりに伴い、政策的な位置づけが必要となれば盛り込まれる可能性はあるが、現時点では位置づけられていないとの答弁がありました。

今回の改正により、花と緑のリサイクル事業の規定は削除されるが、当該事業に指定して寄附され、いまだ使用されず残っているお金の活用方法は とのただしがあり、改正前の事業については、寄附金が残っている間は本条例改正後も従前の事業に充当できるよう経過措置を設けており、おただしの事業については、花と緑のリサイクル事業補助金制度が続く限り充当する。また今後、この趣旨に沿った新たな事業が開始される場合にも充当するとの答弁がありました。

以上、総務委員会の報告といたします。

○議長（岡 弘悟君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

12番 堀内君。

〔12番（堀内和久君）登壇〕

○12番（堀内和久君）議案第14号 ふるさと納税応援基金条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

本条例は、ふるさと納税は、目的は橋本市の品物であったりとか、ふるさとを思う気持ちでいただいた大切なお金であり、先行的に投資していくために条例を改正することについては理解できるんですけども、まず一点目として、出口ですね、使い道、使いやすさをぼやかしているように私的には感じます。納税者の思いをくみ上げることができていないと思います。

もう一つは、入り口でございます。何に使ってほしいか、納税者の線引きが曖昧であります。条例を変えることでわかりにくさのほうを感じます。現状より悪くなるというふうに私は感じます。一般質問でも、入り口を増やすことであったり、例えば、文化やスポーツも橋本市に大切なものがたくさんあると思います。何に使ったかを明記するのはもちろんのこと、今後どういうふうにしていくかということをもうちょっと明確にさせていただきたいという、形を記憶に残せるようなふるさと納税の使い道もあろうかと思っておりますので、そういうことに努めていただきたいと思います。反対とさせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号 橋本市ふるさと応

援基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡 弘悟君）起立多数であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第21号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、日程第5 議案第52号 橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について までの3件

○議長（岡 弘悟君）日程第3 議案第21号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について から、日程第5 議案第52号 橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について までの3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 6番 小林君。

〔6番（小林 弘君）登壇〕

○6番（小林 弘君）皆さま、改めまして、おはようございます。

委員長報告をさせていただきます。

去る2月22日、28日の本会議において、本委員会に付託された、議案第21号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第24号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第52号 橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について を審査するため、3月2日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第21号、第52号は全会一致で、議案第24号は賛成多数で原案のとおり

可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第21号は、国民健康保険法の改正により平成30年度から新たに国民健康保険事業費納付金制度が導入されるに伴い、和歌山県が決定する当該納付金を納めるための課税額の算定に関する事、及び加入者の資産所有実態において、その多くが居住用資産であることから、段階的に資産割を廃止するための資産割税率の引き下げに関する事、また、マイナンバーの情報連携が開始されることに伴い、特例対象被保険者等に係る申告の際の手續きに関し、所要の改正を行うものである。

委員から、資産割税率の引き下げに伴い、他の保険税区分の税率に影響はないかとのただしがあり、31年度以降の本市の当該納付金額が決定していないため明言はできないが、税率の調整が必要となってくる。しかしながら可能な範囲で国民健康保険事業基金を取り崩し、急激な変動を緩和するよう努めるとの答弁がありました。

和歌山県全体では30年度から10年間で資産割を廃止する中、本市では3年間で廃止するとした理由についてただしがあり、県内においても既に資産割を廃止している自治体もあり、本市も即時廃止したいが、他の区分の税率の急激な変動を考慮した結果、3年間としたとの答弁がありました。

年度ごとに漸減的に配分される基金を活用していく中で、30年度は保険税を増額しないとのことであるが、31年度以降はどうかとのただしがあり、納付金額に応じて適正に税率を変更する必要があるが、納付金額が決定しておらず、保険税は増額または減額いずれの可能性もあるとの答弁がありました。

議案第24号は、第7期介護保険事業計画の策定に伴う第1号被保険者の介護保険料の見直し、保険料段階の判定に用いる合計所得金

額の算定方法の見直し、保険料段階中第7段階と第8段階の区分と第8段階と第9段階の区分における基準所得金額の見直し、また罰則規定において質問や書類等の提出を求めることができる対象者の範囲を拡大するための所要の改正を行うものである。

委員から、第1号被保険者の各段階における所得範囲の規定に変更はないかとのただしがあり、基準となる第5段階について変更はないが、他の段階については国の制度改正に伴い変更しているとの答弁がありました。

介護給付費準備基金残高と第7期計画期間中の基金取り崩し額の決定理由についてただしがあり、29年度12月補正予算を含め、基金残高は約2億7,900万円である。今後、団塊世代の高齢化の進展に伴い、急激な認定者の増加による給付費の増大に備え、今後の基金の取り崩し額は1億5,000万円にとどめたとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、第1号被保険者の保険料基準額が3年ごとに増加し続け、高齢者が生活する上で大きな負担となっているため、本議案に反対するとの討論がありました。

賛成の立場から、保険料の増額が市民生活に及ぼす影響は大きいと考えるが、国の制度改正などによる増加要因も大きく、本市においては高齢化の進行に伴う認定者の増加もありやむを得ない。また、本市では基金の取り崩しや認定者数の増加を抑えるため介護予防事業を行うなど、保険料の増額の抑制策を講じていることから、本議案に賛成するとの討論がありました。

議案第52号は、介護保険法の改正により、これまで都道府県が実施していた指定居宅介護支援事業者の指定等の事務が30年4月1日より市町村に権限委譲されることに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関

する基準について、新たに条例を制定するものである。

委員から、本条例制定後の指定居宅介護支援事業者における基準の変更点や本市の事務量の増減について ただしがあり、当該事業者における基準について大きな変更点はなく、本市の事務量についてはこれまで県が行っていた事務が本市に委譲されることになるので増加する との答弁がありました。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第21号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

8番 阪本君。

〔8番（阪本久代君）登壇〕

○8番（阪本久代君）議案第24号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

介護保険料は3年に1度見直しが行われ、今回、基準額7万6,400円から7万9,500円に値上げされます。今まで3年ごとに値上げが行われてきました。介護保険が始まったとき、基準月額は約2,600円だったのが6,630円と約2.5倍にもなっています。年金から天引きされますので、暮らしに使えるお金が減っているということです。

今回は後期高齢者医療の保険料も値上げされました。基金を取り崩し値上げ幅を抑えるよう努力をされましたが、負担増は耐えられないところまで来ていると思いますので、反対をいたします。

○議長（岡 弘悟君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡 弘悟君）起立多数であります。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第52号 橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

を定める条例について を採決いたします。
委員長報告は可決であります。委員長報告
のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ
れました。